

消安委第38号
令和5年4月20日

経済産業大臣 殿
文部科学大臣 殿
消費者庁長官 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、トランポリンパーク等での事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

調査委員会は、以下のとおり意見する。

1. 経済産業大臣への意見

経済産業省は、トランポリンパークで、本報告書が示すとおり重大事故等が発生していることから、各施設運営者に対して個別に、本報告書の再発防止策を踏まえた安全への取組を、小規模施設運営者にも実施できるよう実効性に配慮して要請するとともに支援をすること。

また中長期的には、トランポリンパークの安全性を確保するためのシステムの構築に対する支援をすること。

1. 1 施設運営者によるリスク低減策

(1) 対策の必要性の周知

各施設運営者に対して、宙返り等に起因するトランポリンへの首や手からの

着地、フォームピットへの頭や肩からの着地及びトランポリンへの飛び降り、複数人利用等のリスクを低減する対策の必要性を周知すること。

(2) 直ちに実施すべき再発防止策の要請

各施設運営者がリスクを認識するため、公益財団法人日本体操協会の技術的支援を仰ぐなどしてトランポリンの技術的な知識を習得すること及びリスク認識を確実なものとする、継続的なリスク低減を事業の実状に即して実践すること、さらに、国際規格等に基づいたハード及びソフト設計を行うこと、常時監視の運営を確立すること、利用者を実効的に危険性を周知させることを重視して、施設運営者に要請すること。

(3) 専任の監視員・指導員

各施設運営者に対して、専任の監視員・指導員に関しては、公益財団法人日本体操協会の公認トランポリン普及指導員、公認トランポリンコーチの資格保有者の採用、又は資格取得を促すこと。

(4) 中長期的な施策

経済産業省として、継続的に対策状況を把握しリスク低減のための具体的な施策を立案していくこと。

中長期的には、安全性向上のため、組織的にリスク低減の対策を実施、管理することを継続的に行うよう各施設運営者に促すこと。関係する省庁の要請に応じた施設や設備メーカー等が中心となって、業態の実態や利用実績などを踏まえながら、利用者への危険性及び安全の効果的な周知、国際規格等に準拠した規格の策定を進めるよう、施設運営者等に促すこと。

1. 2 安全への取組状況の公表

各施設運営者に対して、消費者にとっての安全の「見える化」を目指し、関係する省庁からの安全に関する要請事項についての適合状況を、施設が自ら作成し、ホームページ等で公表するよう促すこと。

2. 文部科学大臣への意見

文部科学省は、公益財団法人日本体操協会に施設運営者への技術的な知識の習得、リスク認識の支援等の協力を促すこと。

3. 消費者庁長官への意見

消費者庁は、消費者に対し、トランポリンパークを含むトランポリンでの遊戯一般の危険性を分かりやすく周知すること。周知に当たっては、消費者が危険性を確実に認識するよう、本報告書や調査委員会で作成する動画等、適切な啓発媒体を活用すること。

また、収集されたトランポリンパーク等での事故情報を、関係する省庁へ提供すること。